

計量法施行令の改正について

【諮問事項の説明】

令和 3 年 5 月
経済産業省計量行政室

1. 計量法施行令の改正の背景・必要性

(1) 現行制度の概要

計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）は、「適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」を法目的としている（法第 1 条(P4)）。

「適正な計量の実施の確保」の具体的措置として、「取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるもの」（法第 2 条第 4 項(P4)）を、「特定計量器」とし、具体的な特定計量器については、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号。以下「令」という。）において規定している（令第 2 条(P6)）。

この特定計量器は、原則として、「検定」に合格しなければ取引・証明に使用することができない、という「使用の制限」の対象となっている（法第 16 条第 1 項(P4)）。なお、排水・排ガスメーターや一定の範囲以外を計る積算体積計などを「使用の制限」の例外（つまり、検定の対象外）とする特定計量器として、令第 5 条(P7)において規定している。

検定は、「経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関」が、その特定計量器が一定の基準に適合しているかの確認を行うこととしている（法第 16 条第 1 項第二号イ(P4)、第 71 条第 1 項(P5)）。

(2) 改正の背景・必要性

① 自動はかりの規制・検定対象への追加

平成 28 年 11 月の計量行政審議会答申において、自動はかりに関し、「今後、取引・証明において使用されることが多くなると見込まれる自動はかりの適正計量を確保する観点から、自動はかりの特定計量器への追加、検定方法の整備等の所要の見直しを実施すること」とされた。

これを踏まえ、平成 29 年に計量法施行令を改正し、新たに自動はかりを特定計量器に追加するとともに、自動捕捉式はかり、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールを「使用の制限」の対象とし、それ以外の自動はかりは技術基準の整備状況の観点から対象外とした。

自動はかりの「使用の制限」は、最初に、新たに使用する自動捕捉式はかりについてのみ令和 4 年 4 月 1 日から適用され^{※1}、以後、新たに使用するホップースケール、充填

用自動はかり及びコンベヤスケール（以下「ホッパースケール等」という。）は令和5年4月1日から、既に使用している自動捕捉式はかりは令和7年4月1日から、既に使用しているホッパースケール等は令和8年4月1日から、順次適用される。

※1 なお、この適用開始時期については、今般2年の延長を予定（参考資料1・P17参照）

② 自動はかりの一部を「使用の制限」の対象から除外する必要性

今般、自動はかりについて、検定のための基準器の不存在により検定が実施できず、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいもの、自動捕捉式はかりについて、大きさ等の問題により検定の実施に当たって危険を伴うなど技術的に検定が困難なもの、が一定数市場に存在することが明らかとなった。

これらの自動はかりは検定の実施が困難であることから、基準器が不存在かつ規制の必要性の乏しいものは特定計量器の範囲（令第2条）から除外し、また、検定の実施に当たって危険を伴う計量器を使用の制限の対象（令第5条）から除外するため、今般、令第2条及び第5条を改正する。

2. 計量法施行令の改正内容

① 計量法施行令第2条(P6)

自動はかりと同じ質量計の特定計量器である非自動はかりについては、令第2条第2号イ（1）から（3）において、以下のように特定計量器の範囲が定められている。

●計量法施行令

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 （略）

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

（1） 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの
（（2）又は（3）に掲げるものを除く。）

（2）・（3） （略）

ロ～ニ （略）

三～十八 （略）

今般、上記の令第2条第2号イ（1）に規定する「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上」に該当しない自動はかりが市場に存在している可能性が確認された。非自動はかりにおいては、当該範囲に該当するものは、検定のための基準器が存在しないこと、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器として

の規制の必要性に乏しいことを理由として特定計量器の範囲から除かれていることから、自動はかりにおいても同様に「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」を特定計量器の範囲とするための改正を行う。

具体的には、令第2条第2号ロを「自動はかりのうち、目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」と改正する

② 計量法施行令第5条(P7)

自動捕捉式はかりに関する市場調査を踏まえ、検定の実施について安全面から検討を行った結果、「ひょう量が5kgを超える自動捕捉式はかり」については、検定の実施に際して危険を伴うことから、技術的にリスクが高いとの結論を得た^{※2}。

※2 検定実施時は、検定対象の自動捕捉式はかりを含む生産ライン上を、最大速度（一般的な最大速度は120m/分程度）で対象物を流して計量を行う。しかしながら、生産ライン上は検定の実施には配慮されておらず、手作業による検定が基本となる。高速で動く対象物や検定用機器を手作業で扱うため、試験荷重が大きくなる程、検定の実施に技術的及び身体的なリスクが高まる。

当該調査に基づけば、上記に該当する自動捕捉式はかりについては製造・使用されている割合としても少ないことが確認できており、これらについて危険性等を考慮せずに使用の制限の対象に残しておくことは、検定制度の運用として適切でないと考えられる。

このため、上記の自動捕捉式はかりを使用の制限の対象から外すための措置として令第5条第3号ニを「自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの」と改正する。

以上

<参照条文>

●計量法（平成4年法律第51号）

（目的）

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5～8 （略）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したのものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2・3 （略）

(合格条件)

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2・3 (略)

●計量法施行令（平成5年政令第329号）

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 タクシーメーター

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

（1） 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（（2）又は（3）に掲げるものを除く。）

（2） 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

（3） 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）

ロ 自動はかり

ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅

ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）

三・四 （略）

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

（1） 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの

（2） 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの

（3） 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの（五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）

（4） 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの

（5） ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）

（6） 排ガス積算体積計

（7） 排水積算体積計

ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの

六 流速計のうち、次に掲げるもの

イ 排ガス流速計

ロ 排水流速計

七・八 (略)

九 流量計のうち、次に掲げるもの

イ 排ガス流量計

ロ 排水流量計

十～十八 (略)

(使用の制限の特例に係る特定計量器)

第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 第二条第二号イ(1)に掲げるもののうち、載せ台を有するものであって、次に掲げるもの

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ ひょう量が〇・五トン以上であって、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの(イに掲げるものを除く。)

二 第二条第二号イ(3)に掲げるもの

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

四 第二条第五号イ(3)に掲げるもののうち、粘度が〇・一パスカル秒を超え、又は温度が零下二十度より低く、若しくは五十度を超える燃料油の体積の計量に使用するもの

五 第二条第五号イ(5)に掲げるもののうち、圧力が十キロパスカルを超えるガスの体積の計量に使用するもの

六 第二条第五号イ(6)及び(7)に掲げるもの

七 第二条第六号及び第九号に掲げるもの

八～十二 (略)